

池袋運輸区で乗務復帰のために、バラストの上を走らせた事象が発覚

## 安全配慮義務違反！

JR東労組池袋支部  
池袋運輸区分会情報

第14号

### スクラム

2018年11月22日

発責:大森 隆弘

編集:情 宣 部

## 病欠復帰者に!?バラスト(砂利)を走らせる!?



当区において、怪我のため病欠で休んでいた組合員が乗務復帰のために変形で教育を行っていました。管理者の指示によりバラスト(砂利)を200メートル走らせる事象が発生しました!

組合員は、おかしい・意味あるのか?と思いながらも、管理者の指示通りバラストを走りましたが...



組合員の皆さんはどのように思いますか?

主治医から乗務復帰は本人に任せると診断書は出ています。異常時に列車防護のため線路内を走ることはありますが、研修や訓練等で線路内を走ることはしません。また、過去に怪我をして乗務復帰する際には誰1人としてバラストを走った人はいません。そもそも足場の不安定な線路内を走らせることは、誰でも怪我の恐れがあり傷害事故になりかねません。断じて許せることではありません!



社員を大事にしない・信用・信頼しない企業には未来は無い!  
私たちは働きがい・働きやすい職場をつくりまします!

池袋運輸区での事象について、医療機関の専門家が指摘しています。

会社は、労災を発生させない「予防責任」があります。それは労働安全衛生法の理念であり、労働契約法第5条にも記されています。池袋運輸区での事象は完全に、安全配慮義務違反です!

※労働契約法第5条 使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう、必要な配慮をするものとする。

# コンプライアンスに関わる重大な問題だ!